

# 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

<令和7年2月1日 現在>

## 1. 事業者（法人）の概要

法人名	社会福祉法人 心守会
代表者役職・氏名	理事長 東 守
所在地・電話番号	伊奈町小室5047-5 048-872-6016
法人設立年月日	平成24年12月6日

## 2. 事業所の概要

名称	伊奈町南部地域包括支援センター
所在地	伊奈町栄四丁目261番地2
電話番号	048-795-4900
FAX番号	048-795-4901
管理者	寺原 智子
事業の実施地域	伊奈町南部地区
介護保険の 指定事業所番号	1101300026

## 3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜から金曜まで (祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時15分

## 4. 職員の体制

職種	常勤	職務の内容
1. 管理者（兼務）	1名	業務及び従業員の管理
2. 保健師（看護師）	1名	介護予防支援 介護予防マネジメント サービス計画等作成業務
3. 主任介護支援専門員(兼務)	1名	
4. 社会福祉士	1名	
5. 介護支援専門員	1名	

## 5. 事業の目的・事業方針

利用者が居宅での介護予防サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービス、当該地域の住民によるサービス等を適切に利用することができるように支援します。

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするため、高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉の向上、医療との連携並びに生活の安定に必要な援助及び支援を包括的に行います。

## 6. 提供する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

### (1) 介護予防サービス計画の作成と交付

利用者の家庭を訪問して、介護予防サービス及びその他の必要な保健医療サービス福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス計画を作成します。介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び当該プランに位置づけた介護予防サービス事業者等の担当に交付します。

### <介護予防サービス計画作成の流れ>

- ① 担当職員は利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、置かれている環境等について情報収集し、解決すべき問題を把握します。
- ② 介護予防サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における介護予防サービス事業者や住民等による自発的な活動によるサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者またはその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及び家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び介護予防サービス事業者が目標を達成するために行うべき支援内容及び期間等を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成します。
- ④ 利用者の状況や原案の内容については、それぞれの介護予防サービス事業者等の担当者と共有するとともに、専門的な見地から意見を求めます。
- ⑤ 介護予防サービス計画の原案に盛り込んだ介護予防サービス等について、給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定します。

(2) 介護予防サービス計画の実施状況の継続的な把握及び評価、作成後の援助

- ① 利用者及びその家族等、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握します。
- ② 介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者との連絡調整を行います。
- ③ 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス計画の変更が必要だと判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、介護予防サービス計画を変更します。
- ④ 介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画目標の達成状況について評価を行います。
- ⑤ 利用者の意思を踏まえて、要支援認定の更新申請及び要介護認定申請等に必要な援助を行います。

(3) 施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合または利用者が施設等への入院または入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

7. サービス利用料金

(1) 介護予防支援の利用料

利用した場合の1か月あたりの利用料金は下記のとおりです。利用負担額は、介護保険制度から全額給付されるので利用者の自己負担はありません。利用料は当該月にサービスを利用し給付管理を行った場合に給付されます。

取り扱い要件	単位数	利用料 (1ヶ月あたり)
介護予防支援費	442単位	4,605円
初回加算	300単位	3,126円
委託連携加算	300単位	3,126円

※当事業所においては介護給付費単位数1単位あたり10,42円(6級地)です。

※介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

※上記の利用料は、厚生労働大臣が定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料も自動的に改定されます。

## (2) 介護予防ケアマネジメントの利用料金

介護予防ケアマネジメントに係る費用は、地域支援事業費から全額支払われますので、利用者の自己負担はありません。

## (3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住いの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただく場合があります。

## 8. 業務の委託

当事業所では、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの業務の一部を指定居宅支援事業所に委託する場合があります。

委託された居宅介護支援事業所は、委託業務の実施にあたって、当事業所と同様、契約書第11条に定める守秘義務を守ります。

## 9. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う担当職員

サービス提供を行う事業所については、当事業所及び業務の一部を委託された居宅介護支援事業所のいずれかにおいて、利用者と協議の上決定します。

### (2) 事業者からの担当職員の交替

事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。その場合、利用者に対してサービスの利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

### (3) 利用者からの担当職員の交替の申し出

選任された担当職員の交替を希望する場合には、当該担当職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の担当職員の指名はできません。

## 10. 虐待について

事業者は、利用者等の人権・虐待の発生又はその再発を防止するために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。

### (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者 寺原 智子

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を職員に周知徹底を図っています。

### (3) 虐待防止指針の定期的な見直しをしています。

### (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に当該職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

## 1 1. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底しています。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の定期的な見直しをしています。

(3) 職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

## 1 2. 業務継続計画の策定について

(1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 職員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

## 1 3. 秘密の保持について

(1) 当事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしません。

(2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らしません。

(3) 当事業所では、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他必要がある場合に限り、あらかじめ文章による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者または家族の個人情報を用います。

## 1 4. 苦情の受付について

### (1) 苦情の受付

当事業者に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	担 当：寺原 智子 電話番号：048-795-4900 受付時間：午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)
--------	---

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

伊奈町いきいき長寿課 介護認定給付係	電話番号：048-721-2111 受付時間：午前8時30分～午後5時15分
-----------------------	---

	(土・日・祝日・12月29日から1月3日までを除く)
埼玉県国民健康 保険団体連合会	電話番号：048-824-2568(苦情相談専用) 受付時間：午前8時30分～正午 午後1時～午後5時 (土・日・祝日は除く)

#### 15. 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医や家族への連絡等の必要な措置を講じるものとします。

#### 16. 事故発生時の対応について

利用者の予期せぬ事故が発生した時には、下記のとおり迅速かつ適切な対応により円滑かつ円満な解決に努めます。

(1) 介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの提供により、利用者に対する事故が発生した場合には、速やかに市町村・家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

(2) 介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの提供により、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

(3) 事故が発生した際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。